デジタル社会の実現に向けた提言（案）
～ 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化のために ～

国においては、デジタル社会の実現に向けて、デジタル庁をはじめ、各府省庁で、デジタル行財政改革を推進されるとともに、地域未来戦略（令和８年７月閣議決定）において、地方公共団体や中堅・中小企業のＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）を戦略的に後押しするなど、地方の社会課題解決等に向けた様々な取組が進められている。

このうち、デジタル行財政改革については、公共サービス等の強靭化と、労働環境の整備により生活者目線の改革を推進すべく「デジタル行財政改革取りまとめ２０２６」に基づき、人口戦略本部と連携しながら、必要なサービスの維持・向上が可能となるＤＸ施策の推進による人口減少対策を推進するとされ、地域未来戦略においても、「地域未来交付金」等を活用しつつ、デジタル公共財の共同調達・共同利用、デジタル関係人口の創出などを支援するとしている。

また、生成ＡＩ技術に加え、自律的に業務を実行できる「ＡＩエージェント」や、現実世界でロボット等を動かす「フィジカルＡＩ」といった新たな技術の進展等、ＡＩの急速な進歩や普及により、ＡＩの活用を通じた新しい価値の創出への期待が高まる一方で、社会に及ぼすリスクへの懸念も高まっており、国においては、ＡＩの活用に向けて、令和７年９月に全面施行となった「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」に基づき、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」の整備や「人工知能基本計画」の策定など、ＡＩガバナンスに関する国際協力において主導的役割を果たすためのルール作りを進めている。

これらに加え、国においては、経済安全保障及びサイバーセキュリティの観点から、重要インフラ防護、データの適切な取扱いの確保及び技術基盤の強化を進めるとともに、海外依存リスクの低減を含めた総合的な対策を講じることとしており、併せてサイバーセキュリティ人材の効率的・効果的な確保・育成を進めるとしている。

こうした中、生成ＡＩ等の技術の悪用により企業や地方公共団体等に対するサイバー攻撃が高度化・巧妙化し、個人情報の流出事案やサービスの長期間の停止が余儀なくされるなど社会経済活動に大きな影響を及ぼす事案が相次いでおり、国においては、今般、「サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ」を取りまとめ、社会全体でのサイバー対処能力の向上を目指すとしている。

全ての国民や事業者がデジタル化の恩恵を享受するためには、デジタル行財政改革やデジタル・新技術の徹底活用を図るとともに、生成ＡＩやＡＩエージェント、フィジカルＡＩをはじめとするＡＩの社会実装やＡＸの進展に伴う新たな課題に適切に対応していくことが必要であり、国、地方を挙げた取組を速やかに実施していかなければならない。

全国知事会としては、こうした国の動きに即応し、４７都道府県が一致団結して、デジタル庁をはじめとする国の機関や市町村、民間等と連携し、想いも一つにしながら、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を、スピード感を持って進め、全て

の国民にデジタル化の恩恵が行き渡り、国民一人ひとりが自らの価値観やライフスタイルに合ったサービスを選択し、多様な幸せを実現できる社会の実現を目指して、全力で取り組んでいく決意である。

ついては、政府におかれては、こうしたデジタル化の推進に向けて、我々が重視する以下の項目に適切かつ迅速に対応されるよう、ここに提言する。

１　デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく着実な施策の推進等

（１）国と地方が一体となった重点計画の推進

重点計画に基づく施策の推進に当たっては、司令塔であるデジタル庁の下、各府省庁、地方公共団体や民間事業者などと緊密に連携しながら、社会全体のデジタル化に向けた取組を着実に進めるとともに、国と地方が一体となった取組が重要であることから、今後の施策の推進や制度の見直し等に当たっても、地方の意見を積極的に取り入れること。

（２）デジタル原則を踏まえた規制の見直し

デジタル化を真の意味で達成し、社会全体が豊かになるために、国はアナログ規制の一掃に向けた取組を進め、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧・縦覧規制の７項目の規制等について、令和８年５月時点で、見直しが必要な規制のうち約９９％の規制について見直しを完了し、残る規制についても引き続き見直すこととしている。

アナログ規制の見直しは、国だけでなく、地方においても重要となる。国においては、地方の自主的な取組を支援するため、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」やアナログ規制見直し用例集を策定・公表しているが、地方公共団体の規制の見直しを推進するため、先行団体における取組の進展などを踏まえたマニュアル等のアップデートや、「テクノロジーマップポータル」の内容充実を図るなど、地方公共団体間で取組の進捗に差が生じないよう、現場に寄り添った実践的な支援を継続すること。

（３）デジタルの力を活用した地域未来戦略の推進

地域未来戦略においては、ＡＩ・半導体など１７の戦略分野における官民投資を推進する成長戦略と連携しつつ、成長の加速装置となるＡＸにより、人口減少下においても全産業の高付加価値化を実現していくことが掲げられている。地方におけるデジタル実装を更に加速していくためには、これまで行ってきた新たなツールの発掘や開発に重点を置いた支援を、ツールの「使いこなし」と定着に重点を置いた支援へと抜本的に転換していくことが重要である。

そのため、ＮＦＴ等ｗｅｂ３を含む新たなデジタル技術の共同利用・共同調達による地方創生の取組や地域のｗｅｌｌ－ｂｅｉｎｇ向上を目的とした政策の展開を推進できるよう、デジタル公共財の理解促進や優れたソフトウェア（ＳａａＳ）等の調達負担の軽減を図るほか、「地域未来交付金（デジタル実装型）」について、予算の大幅な拡充・継続、要件緩和、交付対象の拡大や手続の簡素化等の運用の弾力化を図るなど、地方における取組を強力に支援すること。特に、本交付金の要件のうち、住民が直接利用するサービスに限定されていることについては、住民サービスの向上につながるものであれば幅広く対象とするよう見直すこと。

（４）デジタル行財政改革の推進

デジタル行財政改革の推進に当たっては、医療・介護、交通・インフラなどの公共サービスの強靱化と、行政手続・サービスのＤＸ等、現役世代の活躍を支える働く環境整備を２つの重点分野に据え、データ利活用促進、国・地方デジタル共通基盤整備、先行地域支援など分野横断の取組を両輪で進めることで、改革を推進するとされている。

国においては、地方が限られた人員・予算の中で多様なＤＸ施策に取り組むことができるよう、業務負担の軽減につながる実効性ある制度設計に加え、導入・運用の両面を見据えた持続的かつ十分な財政措置等を講じること。

２　地方からの変革に向けたデジタルインフラの整備促進

（１）光ファイバ等の整備促進

「デジタルインフラ整備計画２０３０」に基づき、過疎地域等をはじめとする光ファイバ未整備地域を解消できるよう、引き続き国庫補助金等による支援制度の拡充に取り組むこと。

特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハードルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。

災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靱化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」、「停電時における光ファイバ網の無停電化」を促進するための新たな支援制度を創設すること。

また、４Ｇ等の無線ブロードバンドサービスは、山間部の道路や耕作地などの不採算地域では民間業者による整備が進んでいない地域があり、今後、スマート農業や林業、インフラ管理など様々な分野でのデジタル技術の活用を促進するためには、居住地域だけでなく活動エリアを網羅する必要があることから、有線ブロードバンドサービスと同等の支援制度を創設するとともに、整備の促進に向けた支援制度の拡充を図ること。

さらに、災害情報や地域情報の発信などで極めて重要な情報インフラである地上デジタル放送共聴施設についても、整備が進んでいる光ファイバ等のブロードバンド基盤を

用いた配信サービスの活用を推進するとともに、老朽化に伴う同一方式での更新を含め、共聴施設の更新に係る支援を拡充すること。併せて、維持管理に係る支援制度を創設するなど難視聴地域の負担軽減を図ること。

（２）光ファイバ等のユニバーサルサービス化に係る交付金の制度的工夫等

令和６年８月にブロードバンドのユニバーサルサービス制度に係る交付金による支援対象地域として「一般支援区域」及び「特別支援区域」が指定され、さらに、令和７年５月のブロードバンド提供事業者がいない地域に限り責務を負う最終保障提供責務の導入により、最終保障電気通信役務の提供が、交付金の支援対象とされた。こうした交付金・負担金の算定については、情報通信審議会の検討結果を踏まえた上で、ブロードバンドサービス提供事業者の支援区域からの撤退を回避するとともに、未整備地域の解消や公設設備の民間移行の促進の副次効果を得るため、十分な交付金が提供事業者に対して交付されるような制度的工夫を行うこと。

また、制度の運用状況等を踏まえた検証を継続的に実施し、地方公共団体等の意見も取り入れながら、必要に応じ見直しを行うこと。

（３）公設で整備した施設への支援

交付金制度について、公設公営の施設を支援対象とすることは適当ではないとされているが、公設の光ファイバ網等の高速情報通信施設は、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にあり、近年の情報通信技術の向上や多様化するサービスに対応するための設備投資が困難となっている。

このため、民間への移行が円滑に進むよう、移行に当たって地方公共団体が公設設備の性能の高度化を伴う更新等を行う際の支援制度を継続すること。また、民間への移行が円滑に進まないなど、公設による維持が必要となる地域においては、それに伴う運営や機能向上のための設備投資等に対して交付金制度と同等の支援が適用されるよう、制度の創設を検討すること。

（４）支援対象経費の拡充

交付金制度について、支援対象経費として、設備の初期整備に要する費用は含まれず、更新に要する経費については、サービス維持等の観点で必要最小限の設備とされている。テレワークなどのデジタルの活用を持続的に支えるために必要となる最小限の設備は、その時々によって変わる可能性があるため、引き続き電気通信事業者からの聴取等を通じて、事例の蓄積を行い、その蓄積を踏まえて必要最小限の設備に係る判断・解釈の積み上げを行うこと。

（５）公設施設の民設への移行促進

交付金制度において支援対象地域として指定される「特別支援区域」における未整備地域の解消や公設施設の民間への移行促進等が図られるよう、特別支援区域でブロードバンドサービスの提供を行う事業者において、同区域における施設整備やサービス提供に関する計画の策定・公表が進んでいる。ブロードバンドサービスがあまねく日本全国で提供されるため、当該計画が実効性の高いものとなるよう、国において事業者の取組状況の把握や事業者への働きかけなどに引き続き主導的に取り組むこと。

（６）交付金制度の見直しに関する地方との協議

光ファイバ等のブロードバンド基盤と交付金制度の在り方は、地方に大きな影響を及ぼすことから、交付金制度の見直しに当たっては、運用上の諸課題を踏まえ、広く地方公共団体などの意見もしっかりと反映させた上で実施すること。

（７）５Ｇの整備促進

「デジタルインフラ整備計画２０３０」に基づき、都市部に遅れることなく、非居住地域も含め、通信環境の確保が必要な地域において基地局等の整備を一気に進められるよう、人口カバー率のみならず面積カバー率による評価も前提に、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じ、５Ｇの整備促進を図ること。

また、「５Ｇならでは」のサービスを利用者に提供するために、サブ６やミリ波などの高い周波数帯や、自動運転レベル４の社会実装にも重要なＳＡ（Stand Alone）といった新技術について、インフラ整備の促進を図るとともに、災害発生時に対応拠点となる地方公共団体の本庁舎等については、早期に５Ｇによりカバーすること。

ローカル５Ｇは、地域や産業の個別のニーズに応じて、企業や地方公共団体等の多様な主体が免許を取得して、敷地内などの限られたエリアで５Ｇシステムを柔軟に構築できるものであり、地域課題を解決する重要なインフラである。ローカル５Ｇを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するとともに、これまでの開発実証の成果を踏まえ、より柔軟にローカル５Ｇのエリア構築が可能となるよう、今後の普及促進に向けた取組を進めること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る６Ｇについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

（８）情報通信基盤の安定的な運用

携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、災害発生時や通信障害等の非常時においても、継続的に通信サービスを利用できる環境を整備す

ることが重要であることから、非常時に他事業者のネットワークを一時的に利用して通信を可能にする「非常時事業者間ローミング」が令和８年度から開始された。

デジタル社会の実現に向けては、その前提となる情報通信基盤の安定的な運用が不可欠であることから、非常時の活用に向けた確実な体制構築とともに、その趣旨や利用方法などの広く丁寧な周知・広報も含め、事業者間ローミングの円滑な運用・定着を図ること。

（９）データセンターの強化・最適配置

ＡＩの利用進展や通信トラヒックの増加により、データセンターへの需要が急速に拡大しており、その重要性は増している。国においては、レジリエンス強化、再生可能エネルギー等の効率的活用、通信ネットワーク等の効率化の観点から、地域を分散して、データセンター拠点を整備することとし、拠点化が進む東京・大阪を補完・代替する第３・第４の中核拠点の整備促進を図るとしている。

その整備に当たっては、地方におけるデジタル化の推進やデジタル産業の創出につながるよう、地方の意見も十分に反映し、立地計画を策定するとともに、電力インフラを踏まえた立地の促進を視野に、支援制度の継続及び更なる拡充を図ること。

また、データセンターについては、現状では東京圏・大阪圏に集中していることから、国においては、ワット・ビット連携官民懇談会での議論を踏まえ、ＡＩ活用を通じたＤＸの加速、成長と脱炭素の同時実現等に向け、地域共生を踏まえた立地に関するルールづくりや、地方のデータセンターの活用の促進策について、取組を進めること。

さらに、データセンター事業は、自社で保有して運用するケースや、外部にスペースやサーバーを貸し出すケースなど様々な事業形態があり、また、国内外の多様な事業者が参入し、今後、建設の増加が見込まれる中で、企業の経済活動に十分配慮しつつ、限りのある電力の合理的な利用の観点や、データセキュリティの確保の観点から、今後のデータセンターの整備と利用に関し、国の責任において適切に対応すること。

併せて、経済成長の機会を逃さぬよう、データセンター需要の急激な増大に対応した供給力を確保すべく、洋上風力などの本格導入までの一時的なＬＮＧ火力供給力の整備や、洋上風力などの脱炭素電力供給力の確保、送配電網の整備、関連する規制や手続の円滑化・迅速化などを進めること。また、こうした取組を後押しできるよう、財政投融資を活用した低利・長期の融資、政府等による長期の債務保証等ファイナンス支援等も充実すること。

（１０）海底ケーブルの整備促進

国においては、我が国の災害に対する国内通信ネットワークの強靭化等の観点から、日本を周回する海底ケーブル「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」を完成させるとともに、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備や多ルート化を促進するとしている。

国内通信ネットワークの強靱化はもとより、デジタルインフラの地方分散による国全体の経済安全保障や自然災害などのレジリエンスの更なる強化を図るため、引き続き国の支援により多ルート化を促進するとともに、近年発生頻度が高まっている国際海底ケーブルの損壊に対して、未然防止、異常・損壊の速やかな検知、損壊発生後の迅速な対応・保守を体系的に推進することで、国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた海底ケーブル等の整備を一層促進すること。

３　多様な主体によるデータ利活用環境の整備

（１）個人情報に配慮したデータ利活用環境の整備

人口減少が加速する中で、豊かな生活を維持し、また産業競争力を強化するには、ＡＩの最大限の利活用と併せ、ＡＩに学習させるデータの整備と利活用が必須となる。このため、国において、「データ利活用制度のあり方に関する基本方針」に沿って、デジタル化された個人や産業の各種データを、個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できるよう、様々なユースケースを想定の上、慎重な検討の下で環境整備を進めること。

また、国等データ活用事業の認定制度の規定の整備に当たっては、地方の意見も踏まえ、認定事業者へのデータ提供のルールや国と地方公共団体との役割分担などを明確にした上で、データ提供が強制ではないことを改めて周知すること。併せて、こうしたデータ提供に必要となるデータの標準化や公的基礎情報データベースの整備に伴い生じる費用については、国の責任で負担すること。

（２）オープンデータ等の利活用環境の整備

活力あるデジタル社会を実現するためには、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が、豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要であることから、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、地方公共団体が行う地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

また、「ベース・レジストリ」については、行政手続におけるワンスオンリーや民間事業者のＤＸ促進等に向けて、データの品質の確保を徹底していくことが必要である。国においては、デジタル社会形成基本法等の一部改正法に基づき、公的基礎情報データベース整備改善計画を策定し、総合的かつ計画的に整備や利用を推進しているが、地方公共団体において、既に独自のデータベースを構築している場合もあることから、その整備に当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえるとともに、あらかじめデータ項目やスケジュール、優先順位等を明示し、地方公共団体に過度な負担を課すことがないよう、効率的かつ段階的にデータの集積を進めること。

特に、住所・所在地、地番などの「アドレス」に関する「ベース・レジストリ」である「アドレス・ベース・レジストリ」については、地方公共団体から収集した情報により整備した町字データが公開されたが、継続的なデータ更新や、現在検討されている町字以外のデータ整備に当たり生じる地方公共団体の作業に関して、効率的な手法の検証及び速やかな情報提供を行い、地方公共団体の作業の負担軽減を図ること。

（３）エリアデータ連携基盤の整備

エリアデータ連携基盤は、官民データの共有・活用の基盤となるものであり、デジタル実装を支援する交付金を活用し、現在、２００以上の地方公共団体において整備が進められている。

その一方で、このまま新規の整備が広がっていくと、同一機能を有した基盤への重複投資が広がる恐れがあることから、国において、「エリアデータ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」が示され、都道府県ごとに、エリアデータ連携基盤の共同利用や整理統合も含めた中長期的なビジョンが策定されている。

国においては、エリアデータ連携基盤の共同利用等が円滑に進むよう、目指すべき全体像等について、早急に示すこと。併せて、エリアデータ連携基盤の共同利用に関する技術的な助言や人的支援、既存のエリアデータ連携基盤を共同利用に移行する際の移行経費や維持管理・更新経費に関する継続的かつ十分な財政支援を講じるとともに、市区町村からの相談・連絡体制の整備に向けて必要な支援を行うこと。

４　急速なＡＩの進歩・普及を踏まえた対応

生成ＡＩやフィジカルＡＩ技術の急速な進展を踏まえ、国においては、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」を定めるとともに、「ＡＩ事業者ガイドライン」を改訂するなど、我が国におけるＡＩガバナンスの指針やガイドライン等の整備が進められているところである。さらには、「ＡＩ・デジタル改革推進会議」を中心に、人工知能戦略本部、規制改革推進会議等との連携の下、ＡＩの開発・利活用に係る法制度やガイドライン等について能動的かつ抜本的な見直しを進めるとされている。ＡＩの利活用については、行政の様々な分野で活用が広がる可能性があることから、国において、ガイドラインの継続的な見直しに取り組むとともに、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等について、ナレッジを共有できるプラットフォームの開発や、国の一括調達による提供など、地方公共団体における積極的な生成ＡＩサービスの実装を支援すること。

加えて、今後急速な普及が見込まれるＡＩエージェントについては、個人情報漏えい、誤情報生成、不適切な自律的処理等のリスクも懸念される一方、行政事務の高度化・効率化や住民サービスの質の向上に資する基盤として重要であることから、国による共通サービスの提供を検討するとともに、安全性や信頼性が担保できる実務的なガイドラインを整備すること。また、ＡＩエージェントを活用した地方公共団体の業務改革に向け

て国で実施されている研究会において標準的モデルを構築し、その成果をＡＸの推進及び行政運営の高度化につなげるとともに、地方独自の取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

今後のＡＸ社会への転換に向けては、産業構造や行政運営の在り方を抜本的に見直し、再設計していくことが不可欠である。ＡＸ社会に的確に対応できるよう、産業界及び地方公共団体が共通して活用可能な標準モデルや指針を示すこと。併せて、ＡＸ社会をリードする人材の育成に向けて、必要となる人材像を明確化するとともに、その育成に向けた枠組みやルールを示すこと。

なお、国において省庁への実装を進めている「ガバメントＡＩ」の地方公共団体への展開に向けては、早期に構築段階から地方の意見や実情などを十分聴取等した上で、検討を進め、国と地方全体の行政事務の効率化等や生成ＡＩを安全・安心に活用できる環境整備等を進めること。

ＡＩ技術の推進に当たっては、デジタル赤字解消や我が国の重要データの海外流出防止、安全保障上のリスク軽減等の観点を踏まえ、過度な海外サービスへの依存の見直しを図るとともに、信頼性の高い国産クラウド基盤の整備や国産ＬＬＭの開発促進等により、国産ＡＩの研究開発から社会実装までを継続的に支援すること。

加えて、ＡＩデータセンターやＡＩ関連産業を支える次世代半導体については、我が国のＡＩ競争力及び経済安全保障の強化に不可欠であり、国内における製造・研究・人材育成等が一体となった拠点の整備や関連産業の集積、イノベーションの創出、安定的な人材供給などに対する継続的かつ重点的な支援を行うこと。

また、欧米をはじめとした海外の関係国・地域との連携を強化し、次世代半導体における技術の共同研究・開発やサプライチェーンの強靭化など、グローバルなエコシステムの構築を推進すること。

５　誰一人取り残されないデジタルデバイド対策

誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるＩＣＴリテラシーの向上を支援すること。

なお、高齢者等が、身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りを推進するため、国において令和７年度まで「デジタル活用支援推進事業」を実施していたが、今後も対策が後退しないよう、引き続き、誰一人取り残されないデジタルデバイド対策の推進を図ること。

また、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル推進委員」の取組については、地方公共団体と連携して、講習講師等を含め、地方で活躍できる仕組みを構築するなど、

今後もより多くの地域で効果的な取組になるよう配慮した上で、デジタル活用の促進を図ること。

併せて、地方公共団体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政的支援を拡充すること。

さらに、ＵＩ（ユーザーインターフェース）・ＵＸ（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、ＡＩを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方公共団体が独自に行う先進的な取組や実証等に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

６　デジタル社会を支える人材の育成・確保

デジタル社会の実現に向けては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の育成・確保が必要である。こうした人材については、質・量の両面での不足とともに、都市圏への偏在が課題となっており、国においては、デジタルの力を活用した地方創生を実現するため、この課題解消に向けた取組を進めるとしている。

人材不足の解消に向けては、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の課題解決を牽引する「デジタル推進人材」を、令和８年度までに２３０万人育成することが目標とされ、また、人材の偏在解消に向けては、地域への人材還流を促進するための取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として、集中的に実施するとされた。これを踏まえ、特に地方における人材不足が喫緊の課題となっていることから、令和９年度以降の目標設定に当たっては、ＡＸ／ＤＸを担うデジタル人材の急速な需要増や産業構造の変化も見据えた中長期的視点に立ち、全国各地におけるデジタル人材の育成・確保を着実に進めること。

これらの取組に加えて、デジタル人材の育成が偏ることがないよう、人材の育成・確保に向けた取組の更なる拡充について検討を進めること。

具体的には、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。

さらに、地方公共団体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル専門人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、地方公共団体において柔軟な運用を可能とし、また、国と地方公共団体間や地方公共団体相互における人材シェアの仕組みを創設するなど流動性を高めるために必要な措置を講じること。これらに加えて、国や地方公共団体間との人材育成ノウハウ等の共有なども含め、地方公共団体内部のデジタル人材育成に

向けた取組に対して、技術的・財政的支援を行うとともに、地方公共団体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。

加えて、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくに当たっては、知識・技能の習得だけでなく、それを活かして地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からの発達段階に応じてデジタル技術に触れる機会の創出、学校でのプログラミング教育の充実やＡＩ等を体験・活用できる環境の整備、多様な外部人材の活用のほか、社会人を含む即戦力人材の育成に向け、大学・企業等と連携した取組の推進や実務の中で失敗の許容も含めてデジタル実装に挑戦する環境の整備など、地方公共団体等が行う人材育成を支援すること。特に、大学等が人材育成に果たす役割が大きいことを踏まえ、ＡＩやデータサイエンスに関して専門的に学ぶ機会の拡大に取り組む大学等に対して、十分な技術的・財政的支援を行うなど、多くの専門的人材を確実に、かつ迅速・集中的に輩出できる環境を整備すること。

なお、こうした人材の育成に向けては、教える人材の確保も重要であることから、大学における実務家教員等の活用促進など、教育人材の確保にも取り組むこと。

併せて、実践的な知見やスキルを有する社会人を増やすため、企業のニーズを踏まえたリカレント教育に取り組む大学等への支援を充実させること。さらに、企業に対して社員の学び直しに積極的に取り組むよう働きかけるとともに、スキル情報の蓄積、試験や教育コンテンツの推奨、保有スキルのデジタル証明を可能とする個人向けＩＤのプラットフォームの構築など、個人に合わせたスキルアップを継続的に行える環境の整備を進めること。

加えて、デジタル技術の活用により、生活やビジネスの場における効率化、利便性の向上などにつなげるため、全ての国民や事業者がデジタルに関する知識を備え、利活用が可能となるよう、地方が行う取組の支援も含め、デジタルリテラシーの向上やＤＸマインドセットの形成を推進すること。

また、全ての都道府県が市町村と連携したＤＸ支援のための人材プール機能を構築できるよう、国においては、既に、都道府県が中心となり、様々な形で支援の仕組みを構築しているという現状を踏まえ、そうした地方の取組との相乗効果を高められるような形での支援を行っているが、市町村のＤＸを推進するため、対応する地方財政措置と併せて、こうした支援を継続するとともに、都道府県による財政的支援以外の支援に要する経費を含めるなど、その対象を拡大すること。

特に、国際流動性の高いＡＩ等の新技術に専門性のある人材や洗練化・巧妙化するサイバー攻撃に対応できる高度セキュリティ人材については、全国的に不足しており、都市部のＩＴ関連企業への集積等により、とりわけ地方における不足の状況が顕著となっていることから、都市と地方の人材交流・人材循環を促進するなど、地方公共団体や地域のデジタル改革・デジタル実装を担うデジタル人材の確保・育成に向けた支援の更なる充実を図ること。

７　デジタル・ガバメントの構築

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しの取組が進められる中において、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方公共団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのＡＰＩ連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、ＵＩ・ＵＸの向上や、ＡＰＩの開発・提供等に取り組むこと。併せて、マイナポータル上のオンライン申請可能な手続の増加に向け、各地方公共団体がより活用しやすいような改善を図ること。

その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用した効果的な広報活動に取り組むとともに、マイナポータル利用者への操作支援の充実など、様々なフォローアップに努めること。

なお、手数料納付を伴う一部の行政手続について、マイナポータルを利用したオンライン化・キャッシュレス化が進められているが、そうした手続の中には、窓口でも申請できるものが存在する。これらについては、国とキャッシュレス決済で納付できる環境を整備した地方公共団体との間で、手数料の納付方法に違いが生じることから、利用者のＵＸの向上、業務の効率化を図るため、一元的なキャッシュレス化の導入など、状況の早期改善に取り組むこと。

「地方公共団体情報システム標準化基本方針」においては、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和７年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とし、国は、令和５年４月から令和８年３月までの「移行支援期間」において、必要な支援を積極的に行うとともに、令和８年３月までに移行作業が完了に至らなかったシステム（特定移行支援システム）についても、概ね５年以内に標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することとされた。このため、国においては、地方公共団体の状況や直面している課題等を的確に把握し、特定移行支援システムへの支援を充実させ、それぞれの実情に応じて移行作業を円滑かつ確実に完了できるよう、適切な情報提供を行い、状況に応じたきめ細かなフォローアップを引き続き行うこと。

地方公共団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、デジタル基盤改革支援補助金による支援が行われる中、令和８年度末までの執行予定額が確保されるよう、令和７年度補正予算で約５５９億円が追加計上され、令和８年７月には、新たな補助金上限額等が設定されたところである。国においては、今後も継続的に移行経費調査を実施し、その結果や各地方公共団体の個別事情等を踏まえた補助金上限額の設定と基金の積み増しを確実に行うとともに、特定移行支援システムなどの移行経費を国が責任をもって全額補助金の対象とすること。

さらに、当該補助金の補助対象が限定的であることから、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修や移行期間中の既存システム利用に係る新たな費用負担、経過措置により移行後に実施される一部機能の実装に伴う関連システムの改修なども補助対象とすること。また、地域におけるデジタル人材の確保等の観点から、地域のベンダーの参入機会の確保に配慮すること。

標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成３０年度比で少なくとも３割の削減を目指すとされているが、標準準拠システムへの移行に際し、移行後の運用経費が移行前より大幅に増加する見通しとなっている地方公共団体がほとんどである。国においては、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、地方公共団体や事業者と協力して運用経費等の３割削減に向けた環境整備に取り組むとされているが、その目標達成に向けて、短期・中長期の両面で必要な対策を確実に実施するとともに、スケジュールを具体的に明示すること。

令和８年度における運用経費の増嵩について、人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分は普通交付税措置により対応し、これを上回って一時的に増加する経費は、令和７年度補正予算において創設された「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」及び普通交付税措置で対応するとされたところであるが、令和９年度以降においても、全ての地方公共団体に新たな負担が生じることのないよう、必要な予算を確保し、継続的かつ十分な財政的支援を確実に行うこと。

併せて、「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」の市町村分執行については、国からの依頼に基づき、都道府県が事務委任を受けることとなったが、都道府県の業務負担が過度なものとならないよう、最大限に配慮すること。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行から５年が経過したことに伴う検討に当たり、標準化の効果及び課題について客観的な検証を行い、自治体や事業者の実情を踏まえ、制度及び運用の見直しを行うべきである。

加えて、国・地方ネットワークについては、全体最適かつ効率的な将来像の実現に向け、ＧＳＳ基盤の共用化や自治体におけるゼロトラストアーキテクチャの導入に関し、更なる分析・検討を進めるとされているが、自治体の裁量を確保できるような将来像の検討を進めるとともに、ゼロトラスト基盤の共同調達や共同運用など、コスト負担の在り方や効率的な運用方法についても検討を進めること。

なお、地方公共団体における標準準拠システムへの移行や運営の取組に影響を及ぼす事項がある場合には、速やかに情報提供を行うとともに、地方公共団体からの意見を積極的に取り入れること。

また、国が主導して地方公共団体の意見を聴きながら作成する仕様書に沿ったシステムを原則ガバメントクラウドに構築し、地方公共団体が複数の団体と同じシステムを利用する形でサービスを受ける取組（いわゆる共通ＳａａＳ）の推進に当たっては、地方公共団体の現場の実情や意見を十分に踏まえ、共通化すべき業務・システムを選択する

とともに、特に既存システムの共通化については、標準化対象事務の取組を検証し、取組手法等を十分に検証した上で進めること。

さらに、国の主導により、一定の競争環境下での開発事業者による共通ＳａａＳの構築・提供を促し、地方公共団体が共通システムを適正な価格で利用できるようにすること。

併せて、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」の解消や、地方独自の助成制度や行政サービス、アナログ規制の見直しなどスマート自治体を加速化するための取組等、業務改革を含めた地方公共団体独自の取組や既存システムから共通ＳａａＳへの移行に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、標準化対象事務以外における、地方公共団体によるガバメントクラウドの更なる利用拡大に対しては、具体的な方針を示すとともに、必要に応じて技術的な支援を行うこと。

こうした地方のシステムに影響を与える事項が、関係省庁において一方的に決定されることのないよう、地方の意見を丁寧に聴くとともに、必要に応じモデル地域での研究等を行うなど、限りあるリソースを有効活用するよう努め、真に住民サービスの向上と行政の効率化につながるものとすること。

また、情報システム等の調達については、国に加え、地方公共団体においても、スタートアップ等の参入促進による担い手の拡大及び調達の迅速化等に向け、デジタルマーケットプレイスを含めた施策の検討を進めることが示された。地方のデジタル化の取組において、スタートアップ等が開発した優れた技術の導入促進につなげるとともに、地域の活性化に向けて、地方のＩＴ企業の受注機会の拡大にもつながるよう、国において調達制度の改善に向けた取組を着実に進めること。

地方公共団体における住民サービスの向上と行政運営の効率化を支える重要な情報基盤である住民基本台帳ネットワークシステム及び総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）については、都道府県負担金等を財源に、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）により運営されているが、昨今の人件費や機器費の高騰、セキュリティ対応等による運用・保守経費の増加に伴い、都道府県負担金等の増額を含めた中長期的な財源の在り方の検討が進められている。仮に都道府県負担金が増額される場合には、地方に新たな負担が生じることのないよう、国において、増額分を地方財政計画に適切に反映し、必要かつ十分な地方財政措置を確実に講じること。

併せて、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、引き続き、地方財政計画に計上する地域デジタル社会推進費の拡充を図るなど、地方公共団体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

８　マイナンバー制度の推進

（１）マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けた取組の推進

マイナンバー制度はデジタル社会の基盤となるものであり、マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けては、国において、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することが必要である。

また、マイナンバーと各種制度との紐付け誤りの発生を受け、実施された総点検の結果を踏まえた再発防止対策を徹底するとともに、関係する各省庁、地方公共団体、事業者が一体となったチェック体制の構築や、正確かつ適正な情報の紐付けがなされる仕組み（情報システム）を構築すること。

（２）マイナンバーの利用範囲の拡大等の推進

国においては、令和６年９月から行われたマイナンバー連携実態調査により、マイナンバー情報連携を活用する上での課題と対応策等を示しているところであるが、マイナンバー情報照会の実施がより一層推進されるよう、引き続き適切な助言を行うとともに、地方公共団体の取組だけでは解消が困難な問題の解決に向けた方策を検討し、適切に対応していくこと。

なお、こうした取組の実施に当たっては、地方公共団体の意見を十分踏まえるとともに、対象となる行政手続やスケジュール、優先順位等を明示し、地方に過度な負担を課すことがないよう、効率的かつ段階的に進めること。

さらに、マイナンバー制度の推進に向けて、マイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携に係る見直しを行う際は、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

なお、今後の国家資格等に係る各種申請手続を含む行政手続のオンライン・デジタル化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据え、マイナンバー制度における情報連携に関し、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率性向上を実現するため、引き続き、必要な見直しを検討すること。特に、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において、国民の生命、身体又は財産を守る目的でのマイナンバー利用や、給付付き税額控除制度については、セキュリティの確保や事務負担の軽減等に配慮した情報連携の仕組みを確立すること。併せて、これらに伴い必要となる地方公共団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

（３）マイナンバーカードの普及・利活用の拡大

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードの更なる普及・利活用の拡大に向けて、以下の取組を推進すること。

全国民のマイナンバーカード取得につながるよう、本人確認に関する運用の見直し等の交付事務に係る更なる負担軽減の検討など市町村が実施するカードの交付拡大に向けた取組について、支援強化を図ること。

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の更新について、利用者の利便性向上を図るため、更新手続を可能とする場所を拡充するとともに、オンラインによる更新手続を可能とすること。また、今後、多くの方が電子証明書の更新時期を迎えることから、更新の必要性の周知等、必要な対応を行うこと。

マイナンバーカードの利便性向上に向けては、引き続き、診察券等との一体化や、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現するとともに、カードを活用した「書かない窓口」の取組など、地方公共団体におけるカードの利活用シーンが広がるよう、地方公共団体への支援強化を図ること。令和８年度から順次全国的な運用が開始され、介護保険被保険者証との一体化が進められている中、国民の不安の払拭や一体化の意義についての理解が進むよう、メリットや安全性について、国において引き続き丁寧に説明を行うこと。

また、令和６年能登半島地震におけるマイナンバーカードの活用状況等を踏まえ、災害時に被災者一人ひとりが災害の状況に応じた適切かつ迅速な支援を受けられるよう、防災分野におけるカードの利活用等について重点的に取り組むこと。

これらの実施に当たっては、地方に過度な負担を課すことがないよう、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方公共団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

９　サイバーセキュリティ対策の強化

行政手続のオンライン申請や情報を活用した多種多様なサービスの利用が定着したデジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で、不可欠な環境整備である。「国民生活や経済活動の基盤」と「国家及び国民の安全」をサイバー攻撃から守るため、「能動的サイバー防御」の導入に向けた関連法が成立したが、個人情報の漏えい等により、地方におけるデジタル化の取組全体が阻害されることのないよう、法的な枠組みに基づき、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方公共団体に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

特に、地方自治法施行規則の改正により細目化されたサイバーセキュリティ対策や、喫緊の課題であるサプライチェーン・リスク対策の確実な実施に向け、技術的・財政的支援の充実を図ること。

さらに、ＡＩ技術の急速な進展により出現した高性能ＡＩが悪用されることで、サイバー攻撃のスピードや規模がこれまで以上に増大しており、様々な業界で大規模なサイバー攻撃や情報漏えい事案等が頻発している。国においては、「サイバーセキュリティ

緊急対策パッケージ」に基づき、ＡＩも活用した基本的な対策の徹底や、サイバー攻撃への対処の戦略的実施、被害者支援・被害拡大防止策の強化等の対策を、スピード感をもって進め、具体的に地方公共団体が取り組むべき内容について、随時、迅速に共有すること。

併せて、国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げつつ、単にクラウドに移行するだけではなく、クラウドの利用メリットを十分に得られるスマートなクラウド利用を促進するため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を抜本的に見直すとともに、具体的な評価制度やガイドライン等を整備している。地方公共団体においても、業務システムのスマートなクラウド利用を推進するため、境界型防御のみに依拠した「三層の対策」を見直し、ゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入する必要があることから、セキュリティ対策や国での導入事例の紹介及び技術的な助言等を通じて、地方公共団体の取組を支援すること。

さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方公共団体が実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。

加えて、体制や専門人材に制約のある市町村においては、高性能ＡＩに起因する高度なサイバーリスクに継続的に対応することが困難であることから、都道府県が市町村の取組を支援し、地域全体として更なるセキュリティ対策を強化できるよう、国において、脆弱性診断、監視・分析、人材育成等に係る技術的支援を拡充するとともに、地方公共団体の実情を踏まえた継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となることから、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の継続的な見直しに取り組むとともに、同ガイドラインに基づき、地方公共団体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

なお、情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策を実施しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言を行うこと。

さらに、国においては、セキュリティ人材の育成を推進し、官民でのサイバーセキュリティ対策を強化するとともに、それらの成果を踏まえ、デジタル社会の安全・安心性について、国民に対し、様々な広報媒体を活用して、分かりやすい説明と効果的なＰＲ活動を行うこと。

１０　デジタル空間における情報流通の諸課題への対応

（１）インターネット上の偽・誤情報等への総合的な対策

ＳＮＳ等のインターネット上において、依然として誹謗中傷や匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害が多発するとともに、ＡＩの進展もあり、違法・有害情報、

偽・誤情報の発信と安易かつ急速な拡散、これらによる犯罪・事件の発生、選挙における有権者の行動への影響、災害時における救助活動等の妨げとなる事象の発生などが大きな社会問題となっている。

国においては、情報流通プラットフォーム対処法に基づく対応など、情報流通の諸課題に対処するための取組を進めているところであるが、未だ課題も多く、依然として違法・有害情報等の流通は深刻な状況であることから、早期に更なる対策を実施すること。

具体的には、不適切な情報及び悪質な発信者へ迅速かつ適正に対応することに加え、公的機関による削除要請に対し、専門の通報窓口を設置の上、迅速に対応することをＳＮＳ事業者に求めるため、現在のガイドラインの強化や法改正など、より実効性のある対策について検討・実施すること。また、国において、業界団体における行動規範の策定支援やファクトチェックの充実とともに、犯罪行為に対しては法的な対処を行うこと。さらに、ネットモニタリング体制の構築などにより、誹謗中傷等による人権侵害を防止するとともに、迅速に被害者の人権救済を図るため、実効性のある人権救済制度の確立、強化に努めること。

加えて、情報を正しく理解、評価するとともに安全に活用することができるよう、情報リテラシー・モラル教育や啓発活動を強化すること。

（２）なりすまし広告詐欺対策の強化

生成ＡＩ技術の進展に伴い、ＳＮＳや動画共有プラットフォーム上において、ディープフェイクによるなりすまし広告詐欺が拡大しており、消費者被害の防止が喫緊の課題となっている。国においては、情報流通の諸課題に対応するため、「国民を詐欺から守るための総合対策２．０」に基づく取組も踏まえ、関係府省庁が連携し、現行法に基づく取締り及びモニタリングの徹底に加え、オンライン詐欺対策に係る政府横断的な調整機能の確実な強化を図るとともに、ＡＩ生成物を識別できることの義務付けなど国際的な議論に合わせた規制についても検討を進めること。

１１　デジタル化推進のための国と地方の協議の場の創設

「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、全国知事会等から意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方公共団体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。

令和８年11月27日

全　国　知　事　会